

福島県防災基本条例（仮称）要旨（案）

目次

前文

第一章 総則

第二章 各主体の取組

（前文）

- 福島県は現在も東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組んでいる。
- 近年では、令和元年台風第19号、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和4年福島県沖を震源とする地震、令和5年台風第13号等、多くの災害が福島県を襲い、その自然災害は頻発化かつ激甚化している。
- そのため、県民に対する自然災害に対する備え（意識）を改めて啓発するとともに「災害に強い福島県」に向けた取組が必要。
- 原子力災害等における避難や要配慮者に対する対応などについては、自然災害に対する取組と共通する部分がある。
- 県民が自ら及び家族の安全を自ら守る「自助」、地域住民等が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」、県及び市町村等の地方公共団体が行う「公助」の特性を生かし、連携した取組をすることが被害の最小化には必要。
- 生命、身体及び財産を守るために災害に強い福島県を目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例の目的は、以下のとおりとする。

- ① 各主体が連携した防災体制の推進による災害に強い県を目指すため、防災に関する基本理念を定める
- ② 県民、事業者、自主防災組織等、防災士、災害ボランティア、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者等、市町村及び県の役割を明らかにする
- ③ 各主体の基本的な取組事項を定める

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。
- 二 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- 三 防災 法第2条第2号に規定するものをいう。
- 四 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定するもの、その他防災活動に自発的に取り組む組織及び個人をいう。
- 五 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定するものをいう。
- 六 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定するものをいう。
- 七 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条に規定するもの、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業が行われる場所をいう。
- 八 児童生徒等 学校等に在籍する者をいう。
- 九 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 十 事業者 事業を行う法人及び個人をいう。

(基本理念)

第三条 防災の取組は、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- ① 生命及び身体の安全確保を最優先に被害の最小化を図ること
- ② 県民一人ひとりに寄り添った防災対策を行うこと
- ③ 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を防災対策に生かすこと

(県民の役割)

第四条 県民は、自分自身と家族の生命、身体及び財産を自ら守るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 平常時から危機感を持って自ら防災対策を行うこと
- ② 地域において相互に連携、協力し防災対策を行うこと
- ③ 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災対策に協力すること
- ④ 地域社会を支える一員であることを自覚し、災害によって被害が発生した場合には、相互に協力して、自らの生活再建及びその居住する地域を復興すること
- ⑤ 過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災に寄与すること

(事業者の役割)

第五条 事業者は、従業員及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 災害時に従業員、施設の利用者及び地域住民等の安全を確保すること
- ② 災害時に事業が中断しないよう、又は早期に再開できるよう、事業を継続する体制を整備すること
- ③ 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災対策に協力すること

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、以下のことに努めるものとする。

- ① 地域の住民と連携し、地域における防災に関する活動を実施すること
- ② 自主防災組織等は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること

(防災士の役割)

第七条 防災士（認定特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された防災士資格を有する者）は、自身が有する防災に関する知識を活用し、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して地域の実情に応じた防災対策の推進に寄与するよう努めるものとする。

(災害ボランティアの役割)

第八条 災害ボランティアは、被災者の生活再建のため、災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点、市町村及び県その他関係者と連携するよう努めるものとする。

(社会福祉協議会の役割)

第九条 社会福祉協議会は、地域福祉の推進の観点から県民の生命、身体及び財産を災害から守るために国、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(消防団の役割)

第十条 消防団は、地域防災力の中核として県民の生命、身体及び財産を災害から守るために国、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(学校等の設置者等の役割)

第十一条 学校等を設置し、又は管理する者（以下、「学校等の設置者等」という。）は、生徒等の生命、身体及び財産を災害から守るために以下のことに努めるものとする。

- ① 日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施すること
- ② 災害時に児童生徒等の生命、身体を守ること
- ③ 災害時に適切な行動をするための防災教育を実施すること

(市町村の役割)

第十二条 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るために国、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(県の責務)

第十三条 県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として県民の生命、身体及び財産を災害から守るために国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

第二章 各主体の取組

第一節 県民の取組

(防災知識の習得等)

第十四条 県民は、防災知識の習得により、被害の想定や避難時・被災時の適切な行動選択につなげるため、以下のことに努めるものとする。

- ① 居住地域の危険箇所の把握
- ② 居住地域の指定緊急避難場所・指定避難所の把握
- ③ 市町村が発信する警戒レベルなど、避難情報に関する意味の理解
- ④ 災害時にとるべき基本的な行動についての理解
- ⑤ 市町村や県等が実施する研修会への参加

(避難行動の事前計画及び訓練)

第十五条 県民は、災害時に適切な避難行動を行うため、以下のことに努めるものとする。

- ① 地域の避難訓練への参加
- ② 一人ひとりの適切な避難行動を速やかに行うことを目的としたマイ避難シートの作成

(備蓄)

第十六条 県民は、物資の供給やライフラインが回復するまで健康的な生活を送るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 飲料水、食料等の物資の備蓄
- ② 生活必需品の備蓄
- ③ ラジオ等の資機材の備蓄
- ④ 備蓄物資の定期的な点検

(住宅の耐震化等)

第十七条 県民は、避難経路を確保するとともに、二次災害を防止するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 住宅の耐震化や家具の固定による転倒、落下防止策の実施
- ② 災害時の火気の使用停止、ガス、電気の遮断、感震ブレーカー及び火災報知器の設置

(情報収集)

第十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、安全な行動につながる情報を入手するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 市町村が発信する情報の収集
- ② 国が発信する情報の収集
- ③ 県が発信する情報の収集
- ④ 民間事業者が発信する情報の収集
- ⑤ 自家発電機能を有する情報取得手段の活用

(避難所での行動)

第十九条 県民は、多数の人々が過ごす避難所において、円滑な避難所生活を送るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 相互に協力しつつ、主体的な避難所運営を行うこと
- ② 要配慮者の特性を理解し、配慮すること

(自主防災組織等、消防団への積極的な参加等)

第二十条 県民は、地域防災力の向上と防災活動の活性化により共助の体制を強化するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 自主防災組織等への参加
- ② 消防団への参加
- ③ 自主防災組織等や消防団が開催する訓練、研修会等への参加

(生活再建)

第二十一条 県民は、被災からの迅速な生活再建を図るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 地震保険、火災保険、水災保険への加入
- ② 地域住民が相互に協力して、自らの生活及び地域社会の復興を進めること

(教訓の伝承)

第二十二条 県民は、過去の災害から得られた教訓を伝承するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 伝承施設等を訪問すること
- ② 災害から得られた教訓を家族と共有すること

第二節 事業者の取組

(事業継続計画の策定)

第二十三条 事業者は、災害時に事業が中断しないよう、又は速やかに再開できるよう以下のことに努めるものとする。

- ① 事業継続計画（以下、「BCP」とする。）の策定及び必要に応じた修正
- ② BCPに基づいた訓練の実施

(情報)

第二十四条 事業者は、BCPの体制を整備するため、ICT等を活用し、災害時も業務を継続できる環境整備や損失の最小化のため、以下のことに努めるものとする。

- ① 安否確認システムの導入
- ② データバックアップ体制の整備
- ③ リモートワーク環境の整備

(事務所等の耐震化等)

第二十五条 事業者は、二次災害の拡大を防止するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 所有又は管理する建築物の耐震化
- ② 機材、備品の固定等による転倒、落下防止策の実施
- ③ 災害時に自動又は一括で火気の使用停止、ガス、電気の遮断をする体制の整備
- ④ 非常用電源の確保

(従業員への防災教育)

第二十六条 事業者は、防災意識の高揚、防災知識の習得を推進するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 事業所での避難訓練の実施
- ② 防災に関する研修会の実施
- ③ 事業の特性に合わせた危険箇所、危険業務の共有

(備蓄)

第二十七条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて従業員、来所者のための備蓄をするとともに、事業所周辺に居住する住民のために可能な範囲で備蓄に努めるものとする。

(地域との連携)

第二十八条 事業者は、地域と共生する主体として、地域防災力の向上のため、以下のことに努めるものとする。

- ① 県及び市町村との地域防災協定の締結
- ② 従業員の消防団等の防災組織への加入の推奨、促進
- ③ ボランティア休暇制度の導入

(安全確保)

第二十九条 事業者は、災害時において従業員や来場者、利用者等の安全を確保するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 従業員の安全確保、避難誘導の実施
- ② 従業員の安否確認方法の確立
- ③ 来場者、来所者の安全確保、避難誘導の実施
- ④ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における勤務時間への配慮

(教訓と伝達)

第三十条 事業者は、災害教訓を今後の企業の防災力向上につなげるとともに、次代へ伝えるため、以下のことに努めるものとする。

- ① 自社において特に被害の大きかった箇所、防災のボトルネックの検証
- ② 上記で検証した内容をBCPに反映すること

第三節 自主防災組織等の取組

(防災知識の習得)

第三十一条 自主防災組織等は、災害に関する防災知識の習得のため、以下のことに努めるものとする。

- ① 地域の危険箇所の把握等、居住する地域の地理的特性を理解すること
- ② 発生しうる災害への対応策を考えること

(地域住民と連携した訓練・啓発の実施)

第三十二条 自主防災組織等は、地域の特性に合わせ、想定される災害への訓練・啓発を実施し、地域防災力を強化するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 地区防災計画の作成
- ② 防災研修の開催
- ③ 情報収集・伝達訓練、消火訓練等の個別訓練の実施
- ④ 個別訓練によって習得した知識・技術を総合して行う総合訓練の実施
- ⑤ 地域行事等に防災要素を組み込んで行う体験型訓練の実施
- ⑥ 災害に対するイメージトレーニングである図上訓練の実施

(要配慮者への取組)

第三十三条 自主防災組織等は、要配慮者の情報を把握し災害時の支援につなげるため、以下のことに努めるものとする。

- ① 要配慮者の特性への理解とそれに応じた支援の実施
- ② 市町村から提供を受けた避難行動要支援者名簿、個別避難計画をもとに、避難行動要支援者の支援を行うこと
- ③ 要配慮者に関する情報を適切に管理すること

(避難所運営)

第三十四条 自主防災組織等は、住民自らが市町村、県及びその他関係者と協力して自主的な避難所運営を行うため、以下のことに努めるものとする。

- ① 平常時から地域住民との信頼関係の構築
- ② 地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成

第四節 防災士の取組

(防災知識の啓発)

第三十五条 防災士は、自主防災組織、市町村及び県等が実施する防災訓練への参加等により県民等への防災知識の啓発に努めるものとする。

(地域防災力の向上)

第三十六条 防災士は、自主防災組織等、社会福祉協議会、市町村及び県等と連携し、地区防災計画の策定支援、自主防災組織の設立運営支援等により地域防災力の向上に努めるものとする。

第五節 災害ボランティアの取組

(防災知識の習得等)

第三十七条 災害ボランティアは、活動の注意点や被災者への配慮を学ぶため、防災に関する研修会への参加等により防災知識の習得に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第三十八条 災害ボランティアは、活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、災害ボランティアセンター、市町村及び県と連携するよう努めるものとする。

第六節 社会福祉協議会の取組

(災害ボランティア活動への支援)

第三十九条 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターとしてのコーディネート業務の実施により災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(災害ボランティアの啓発・育成)

第四十条 社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアの啓発・育成のため、以下のことに努めるものとする。

- ① ボランティアに関する情報提供
- ② ボランティアに関する研修会、交流会の開催

第七節 消防団の取組

(地域住民の安全確保)

第四十一条 消防団は、地域に密着した地域防災力の中核として、住民の安全確保に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第四十二条 消防団は、市町村、県及びその他関係者と連携し、以下のことに努めるものとする。

- ① 地域住民との避難訓練の実施
- ② 災害時の避難誘導の実施
- ③ 市町村及び県、事業者と連携した団員確保活動の実施

第八節 学校等の設置者等の取組

(災害時の安全確保)

第四十三条 学校等の設置者等は、児童生徒等の生命、身体を守るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 適切な経路での避難誘導
- ② 避難経路に荷物を置かない等の事前の取組
- ③ 災害対応マニュアルの作成

(防災教育の実施)

第四十四条 学校等の設置者等は、災害時の適切な行動を児童生徒等が学ぶため、以下のことに努めるものとする。

- ① 発達段階に応じた防災教育の実施
- ② 防災訓練の実施
- ③ 掲示物等による啓発
- ④ 自主防災組織、消防団等と連携した授業の実施
- ⑤ 教師向けの防災研修会の実施

(施設の耐震化等)

第四十五条 学校等の設置者等は、二次災害の拡大を防止するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 所有又は管理する建築物の耐震化
- ② 機材、備品の固定等による転倒、落下防止策の実施

(避難所として活用)

第四十六条 学校等の設置者等は、学校の体育館が避難所になった場合に避難者に適切な対応を実施するため、以下のことに努めるものとする。

- ① バリアフリー化に取り組むこと
- ② 食料、飲料水等の物資及び生活必需品等の資機材の備蓄

(早期の復旧)

第四十七条 学校等の設置者等は、被災後、早期の授業再開のため、以下のことに努めるものとする。

- ① 教育の早期再開に向けた事前準備
- ② 学校再開等に関する専門知識や経験を有する教職員の活用
- ③ 被災した児童生徒等の学習支援や心のケアの実施

(災害教訓の伝承)

第四十八条 学校等の設置者等は、過去の災害教訓を伝承するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 授業や課外活動を通じて過去の災害の内容と教訓を取り上げること
- ② 教育旅行で災害伝承施設等を訪問すること
- ③ 語り部等から話を聴くこと

第九節 市町村の取組

(災害予防対策)

第四十九条 市町村は、地域防災力の向上を図るため、以下のことに努めるものとする。

- ① 要配慮者への支援
- ② 自主防災組織等の活性化
- ③ 地域住民の防災意識の啓発
- ④ 食料、飲料水等の物資及び生活必需品等の資機材の備蓄
- ⑤ 庁舎の耐震化
- ⑥ 情報収集、共有、発信体制の整備

(災害応急対策)

第五十条 市町村は、国、県及び防災関係機関と連携して、住民の避難その他の災害応急対策の的確な実施に努めるものとする。

(復旧・復興対策)

第五十一条 市町村は、被災者の個別の事情に応じた生活再建のため、以下のことに努めるものとする。

- ① 被災者一人ひとりの課題等を個別の相談等により把握し、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、被災者の自立・生活再建を目指す取組（以下、「災害ケースマネジメント」という。）の実施
- ② 民生委員、児童委員及び社会福祉士等の様々な機関との連携

(災害教訓の伝承)

第五十二条 市町村は、災害から得られた教訓を次代に伝承するため、以下のことに努めるものとする。

- ① 伝承施設の整備
- ② 様々な機会を通じて市町村内外に発信すること
- ③ 災害誌の作成

第十節 県の取組

(災害予防対策)

第五十三条 県は、地域防災力の向上を図るため、以下のことに取り組むものとする。

- ① 要配慮者への支援
- ② 自主防災組織等の活性化
- ③ 県民等の防災意識の啓発
- ④ 食料、飲料水等の物資及び生活必需品等の資機材の備蓄
- ⑤ 庁舎の耐震化
- ⑥ 情報収集、共有、発信体制の整備

(防災士の養成及び連携)

第五十四条 県は、防災士による地域防災力の向上のために以下のことに取り組むものとする。

- ① 防災士の養成
- ② 防災士が自主防災組織等、市町村及び県等と連携した防災対策を実施するための体制整備

(災害応急対策)

第五十五条 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、住民の避難その他の災害応急対策を的確に実施するため、市町村への助言及び支援に取り組むものとする。

(災害ケースマネジメントの推進)

第五十六条 県は、市町村が実施する災害ケースマネジメントの推進に取り組むものとする。

(復旧・復興対策)

第五十七条 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、防災士、災害ボランティア、社会福祉協議会、消防団、学校等の設置者等、国及び市町村その他関係者と連携し、復旧及び復興の取組を実施するものとする。

(災害教訓の伝承)

第五十八条 県は、災害から得られた教訓を次代に伝承するため、以下のことに取り組むものとする。

- ① 伝承施設の整備
- ② 様々な機会を通じて県内外に発信すること
- ③ 災害誌の作成